

## 第3章 諸機関の役割・責務

高齢者虐待は複雑な問題がからみあって1つの機関で対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。養介護施設、病院、保健所等高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等職務上関係のあるものは高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者の保護のための施策に協力しなければならないとされています。

そこで、国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

### 1. 国の役割

高齢者虐待防止法において、国は関係機関等の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を行うこととしています。また専門的な人材の確保及び資質の向上を図るための職員の研修等の必要な措置を講ずることや、広報・啓発活動を行うこととも明記されています。

- ①国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること。
- ②国及び地方公共団体は、支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めること。
- ③国及び地方公共団体は、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。

### 2. 都道府県の役割

都道府県は市町村相互間の連携調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うこととされています。また、市町村からの報告を受理し市町村が行う措置の適切な実施を確保するために必要な助言を行います。

#### ■養護者による高齢者虐待について

- ①市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助。
- ②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言。

#### ■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使。
- ②養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表。

### 3. 市町村の役割

高齢者虐待の通報、届出を受理します。

通報や届出に基づき、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施するとともに、虐待であるかどうかについて認定を行います。

また、市町村の重要な役割は立入調査です。中津市の場合、立入調査が可能なのは高齢者福祉業務担当職員のみです。調査時には中津市長が交付した立入調査証票を携行します。必要に応じて、所轄の警察に援助を要請します。

また、高齢者が危険な状況にある場合や必要な介護保険サービスが利用できない状況にある場合は、老人福祉法に基

づいて職権により、施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行うとともに、成年後見制度の利用が必要な場合であって、虐待等のため家族による申し立てが期待できないときは、市長が申し立てを行います。

地域包括支援センターと連携し、中津市における高齢者虐待に関する相談体制の整備やケース援助のためのシステムづくりを行うことが中津市の重要な役割となります。

さらに、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発や研修等を行っていきます。

#### <市町村の4つの大きな役割>

##### ■ 養護者による高齢者虐待について

- ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言
- ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議
- ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求
- ④立入調査の実施
- ⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請
- ⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限
- ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置
- ⑧専門的に従事する職員の確保
- ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備
- ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知

##### ■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①対応窓口の周知
- ②通報を受けた場合の事実確認等
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告
- ④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使

##### ■ 財産上の不当取引による被害防止

- ①養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局、機関の紹介
- ②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

#### (1)市町村に与えられた権限を行使すること

高齢者虐待防止法では市町村に虐待対応にあたる上での権限を与えています。その内容としては、「やむを得ない事由による措置・居室確保」、「成年後見制度の首長申立」、「立入調査」、「面会制限」が挙げられます。

#### 【市町村の権限行使が予想される例】

- (例) ・家族から虐待又は無視をされている場合⇒やむを得ない措置・居室確保  
・お金を虐待者から搾取されている場合⇒成年後見制度の首長申立  
・被虐待者の生命に重大な危険があると認められる場合⇒やむを得ない措置・居室確保・立入調査・面会制限

#### (2)専門的に従事する職員を確保すること

⇒高齢者虐待防止法では養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するためにこれらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めることとしています。市では、高齢者虐待対応業務の事務に係る担当者を決定します。

### (3)連携協力体制を整備すること

⇒市町村は地域包括支援センターをはじめ、警察・消防・保健所などの関係機関と協力します。高齢者虐待防止法では虐待に迅速に対応できるよう配慮することが市町村の責務として定められています。緊急性を伴う事例も考えられるため、連絡先を確認しておき、緊急時には協力を依頼します。

- 中津警察署生活安全課・・・ 0979-22-2131
- 中津市消防署本部 …… 0979-22-0001
- 北部保健所地域保健課・・・ 0979-22-2210(直通)

#### 【緊急性を伴う事例】

(例):骨折、火傷など深刻な身体的外傷が見られる。脱水症状が見られる。

### (4)対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を周知すること

⇒市町村は高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口や対応協力者の名称を明示すること等により、対応窓口・高齢者虐待対応協力者を周知しなければなりません。

中津市では市報での啓発や各包括支援センターや要介護施設にポスターなどで、虐待対応窓口や虐待対応協力者を周知しています。

### ◆相談窓口

□中津市役所		
本庁	介護長寿課	TEL 0979-62-9807 (直通)
三光支所	総務・住民課	TEL 0979-43-2050 (内線 332)
本耶馬溪支所	総務・住民課	TEL 0979-52-2211 (内線 153)
耶馬溪支所	総務・住民課	TEL 0979-54-3111 (内線 132)
山国支所	総務・住民課	TEL 0979-62-3111 (内線 131)
□地域包括支援センター		担当校区
いずみの園	TEL0979-62-9000	(大幡、如水、今津)
三光園	TEL0979-53-9820	(小楠、鶴居、三保、和田)
創生園	TEL0979-24-601500	(豊田、沖代)
村上	TEL0979-23-0833	(南部、北部)
社協 本耶馬溪	TEL0979-26-8833	(三光・本耶馬溪)
社協 耶馬溪	TEL0979-27-8877	(耶馬溪・山国)

## 4. 地域包括支援センターの役割

高齢者虐待の相談、助言、指導を行い、届出や通報受理の窓口となります。また、虐待の事実確認を行うとともに必要な場合は、市役所介護長寿課職員による立入調査に同行協力します。

市町村と連携し、中津市虐待防止ネットワークを平成20年8月に設置し、高齢者虐待対応関係機関等とケース会議により支援策を検討するなど、高齢者虐待対応の中核を担うとともに、ケアマネジャーや介護保険サービス事業者等から、虐待への対応等について相談があった場合は、助言や支援を行います。職員として、社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員等が配置されています。

<地域包括支援センターの4つの大きな役割>

### (1) 高齢者・養護者に対する相談、指導、助言を行うこと

⇒養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談・指導・及び助言を行います。

## (2)通報等を受けた場合に高齢者の安全確認その他事実確認を行うこと

⇒地域包括支援センターは通報等を受けた時は、速やかに高齢者の安全確認を行い、事実確認のために訪問調査等必要な措置を講じます。

## (3)養護者の負担軽減策を考案すること

⇒養護者の状況に応じた負担軽減策を検討していきます。ケース会議の中で検討を行った後に必要に応じて各種サービスの紹介等を行います。

### 【状況に応じた負担軽減策】

(例) 日常生活の援助が必要→ヘルパー、訪問看護、ショートステイ  
見守り・安否確認が必要→緊急通報電話、ひとり暮らし老人愛の訪問事業

## (4)財産上の不当取引による被害の防止をすること

⇒高齢者の財産上の不当取引による被害に対して、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介します。

### 市町村・地域包括支援センターの役割のイメージ

市町村・地域包括支援センターは高齢者虐待防止法の法的責任に基づいて高齢者と養護者に関わり、虐待を解消するための支援とそのコーディネートを担当しています。虐待対応における安否確認・事実確認、支援計画の策定は市町村・地域包括支援センターの役割です。

## 地域包括支援センター(高齢者相談支援センター)の役割

